

落札者の方へ

茨城県鹿行農林事務所 総務課

建設工事請負契約書の様式変更等契約書作成時の留意点について（お知らせ）

茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号）第 8 条に規定する建設工事請負契約書（様式第 2 号）が改正されました。落札された場合には、改正後の様式で作成のうえ、提出してください。

また、改正後の契約において、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とするのが禁止されましたので、別添の「茨城県が発注する建設工事を受注される皆様へ」を確認されるようお願いします。

契約書作成時には、下記の点にも注意してください。

記

1 改正後の契約書の入手方法

（１）か（２）により入手できますので、２部作成のうえ提出してください。

（１）最寄りの建設業協会で購入

（２）茨城県土木部監理課 建設業担当のホームページからダウンロード

<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/>

2 貼付する収入印紙について

- ・提出する契約書のうち１部に、契約金額に応じた収入印紙を貼付してください。
- ・なお、建設工事については、印紙税額を軽減する特例措置が令和 9 年 3 月 31 日まで延長されることになりましたので、注意してください。

3 建設リサイクル法対象工事の契約書について

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当するときは、説明書（様式第 1 号の 2）を工事担当課へ提出し、工事担当者の確認を受けた後に、「6 解体工事に要する費用等」の欄が明記されている契約書に、備考別表 1～3 のうち該当するものを綴って作成してください。